

盛岡カーリングクラブ会員規約

第1条（名称）

当クラブは、「盛岡カーリングクラブ（Morioka Curling Club, MCC）」と称する。

第2条（目的）

当クラブは、カーリングの普及や技術の向上、さらにカーリングを核とした地域コミュニティ活性化を図ることを目的とする。

第3条（活動拠点）

当クラブの活動拠点を盛岡市アイスリンクに置くものとする。

第4条（会員）

1. 会員はカーリング競技に深い愛着を持つ者を対象とする。
2. 会員資格は本人のみが有するものとする。

第5条（手続き）

1. 当クラブに入会を希望する者は、当クラブ則を承諾のうえ、所定の入会申込書および入会金 1,000 円を事務局に提出し、申し込みをおこなうものとする。入会を希望する者が中学生以下の場合は、保護者の同意を要するものとする。
2. 当クラブの入会手続は、前項による申し込み後、当クラブが年会費の納付を確認し、登録された時点で完了するものとする。
3. 当クラブは、入会手続が完了した会員に対し、会員証を送付する。
4. 会員資格の有効期間は、入会日の如何に関わらず5月末日までとする。
5. 会員は、会員資格の更新を希望する場合、会員資格の有効期間満了日の2週間前までに、翌年分の年会費を支払うものとする。
6. 会員は、届け出ている氏名、住所、電話番号、E-mail アドレス等に変更があった場合、また会員証を紛失した場合は、当クラブ事務局に連絡するものとする。

第6条（会員の種別、会費）

1. 会員の種別及び年会費は、一般会員:8,000 円、学生一般会員:大学生(短大も含む。大学院生は含まない);7,000 円、高校生;5,000 円、義務教育の児童生徒;3,000 円とする。
2. 年会費の支払方法は、当クラブの事務局に持参するか、指定する口座へ振り込むものとする。
3. 盛岡カーリング協会の会員は当クラブへの会費納入義務を要しない。

4. 支払済みの年会費は、いかなる理由があっても返金しないものとする。

第7条（競技者登録に関して）

1. 盛岡カーリングクラブの会員のうち、公益社団法人日本カーリング協会への競技者登録を希望するものは、盛岡カーリング協会に情報を提供し、同協会の規定に従って競技者登録をすることができる。

2. 当該年度内に盛岡カーリング協会の会員となったものの差額については、盛岡カーリング協会事務局で適宜対応する。

第8条（退会）

当クラブは、会員が次の各号のいずれかに該当した場合、その会員を退会させることができるものとする。

1. 本人が、退会を希望した場合。

2. 会員が、当クラブの体面を傷つけ、または他の会員を含む第三者に著しく迷惑をかけた場合。

3. 会員が当クラブに対して、運営を妨げる行為、誹謗する行為をおこなった場合。

4. 年会費未納者。

第9条（総会）

年に1度、通常総会を開催するものとする。

1. 全ての会員は、総会の議決権を有するものとする。

2. 総会は、重要事項について議決する。

3. 総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第10条（運営組織および役員）

1. 当クラブに、次の役員を置く。各役員とも任期は2年とする。

①部長 1名

②副部長 2名

③監査役 1名

④コーディネーター 若干名

2. 当クラブの実務にあたっては、事務局を盛岡カーリング協会に置くものとする。

3. 当クラブの運営は、当面の間、盛岡カーリング協会が、当クラブの運営にあたるものとする。

第 11 条（個人情報の取り扱い）

当クラブは、当クラブの運営に関して知り得た会員の個人情報を次の各号の場合を除き、会員本人以外の第三者に開示または漏洩しないものとし、かつ当クラブの活動・運営のために必要な範囲を超えて利用しないものとする。

1. 裁判所の発する令状その他裁判所の判断に従い開示する場合。
2. 当クラブの活動・運営の向上等の目的で個人情報を集計、分析等する場合。
3. その他任意に会員等の同意を得たうえで個人情報を開示または利用する場合。

第 12 条（著作権等）

1. 当クラブが発行する広報資料の記事・写真に関する著作権は、当クラブまたは当クラブに対する情報提供者に帰属するものとする。
2. 会員は、会報に掲載されている記事、写真等を著作権法等の法律で認められている範囲内で利用し、無断掲載・コピーは行わないものとする。

附則

1. この規則は、平成 27 年盛岡カーリング協会総会での承認をもって施行する。
2. 平成 27 年度以降の活動については暫定期間とし、平成 27 年度の活動を精査して平成 28 年度に見直す。
3. 活動については引き続き平成 28 年度も精査を行い、平成 29 年度に見直す。